

東海北陸厚生局長
への届出事項

1.基本診療料の施設基準

時間外対応加算 1

医療 DX 推進体制整備加算

2.特掲診療料の施設基準

認知療法・認知行動療法 1

外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ

外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 1

◆「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

◆医療 DX 推進体制整備加算に係る掲示事項

医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。

マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

保険外負担について

1.文書料(税込み)

一般診断書	3,300 円	自賠保険証明書	5,500 円
自立支援診断書	4,400 円	自賠保険診断書	5,500 円
精神障害者手帳	5,500 円	通院証明書	3,300 円
年金診断書	6,600 円	健康診断書	3,300 円
年金初診証明書	3,300 円	その他文書料	3,300 円～
生命保険診断書	11,000 円		

2.診療情報開示(税込み)

・開示請求手数料 1 件につき	5,500 円
・開示実施手数料	
閲覧(X線写真等含む)30 分までごとに	1,100 円
複写用紙 1 枚につき	44 円
X線写真を複写 1 枚につき	1,100 円
医師による口頭説明	5,500 円

長期収載品の処方又は 調剤に関する事項

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 4 分の 1 相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

医薬品の自己負担については
QR コードから厚生労働省の
HP にアクセスできます

